

令和元年度（上半期）情報セキュリティ内部監査実施報告書

1 監査概要

(1) 監査目的

情報セキュリティ内部監査は、龍ケ崎市情報セキュリティ内部監査実施規程（以下「監査規程」という。）第11条の規定に基づき情報セキュリティを維持・管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているかを点検し、評価するものです。

人的セキュリティ、物理的セキュリティ、情報セキュリティ研修受講状況、情報資産の管理、特定個人情報の取扱い、住民情報基幹系システムにおける電子データの保管等に関し、龍ケ崎市セキュリティ規則及び龍ケ崎市情報セキュリティ対策に関する規程等に基づき、適切に実施されているかを点検・評価し、課題については、システムの運用状況などを考慮しながら、個別に原因を究明した後に改善内容等を被監査部門に提示及び当該措置の実施により、情報資産、情報システム等の適切な運用を図ることを目的としております。

(2) 監査対象課等及び対象システム

監査対象課等

危機管理課，法制総務課，人事課，財政課，情報管理課，契約検査課，秘書課，企画課，社会福祉課，生活支援課

対象システム

住民情報基幹系システム，イントラネット系システム，各課等が管理及び所有しているシステム

(3) 監査実施時期

令和元年7月10日（水）から令和元年7月11日（木）まで

(4) 監査実施体制

監査実施責任者：情報管理課長（監査規程第3条第2項）

監査担当部門：情報管理課情報化推進グループ（監査規程第3条第1項）

(5) 監査の基準となる根拠

- ・ 龍ヶ崎市情報セキュリティ規則
- ・ 龍ヶ崎市コンピュータ等運用管理規程
- ・ 龍ヶ崎市情報セキュリティ対策に関する規程
- ・ 龍ヶ崎市電子文書取扱規程
- ・ 龍ヶ崎市個人情報保護条例
- ・ 地方公共団体における情報セキュリティに関する監査ガイドライン（総務省）
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

2 監査結果

(総評)

本市の情報セキュリティ対策に関しては、龍ヶ崎市情報セキュリティ規則等を定め、情報管理課が事務局となって定期的な研修を通して意識高揚を図っている。しかしながら、平成30年5月には市職員による情報システムへの不正アクセス事案等が発生しており、これは内部統制を整備していても職員が情報セキュリティに関するルールや仕組みを守らなければ内部統制が機能しないことを示している。このような状況を踏まえ、研修等を通して職員の情報セキュリティに関するさらなる意識の高揚を図る必要がある。

今回の内部監査においては、昨年度から引き続き実施している各課等の職員の端末の操作履歴（ログ）を確認し、端末の使用が適切に行われているか確認を行っている。実際に日常の使用状況をモニタリングする手法は、事故等の未然防止にも有効であると言える。また、「特定個人情報の適正な取扱いに係るチェックリスト」により、各課等における特定個人情報の取扱い状況等を確認したところであり、より適正な取扱いに資するものであると考えられる。特定個人情報の適正な取扱いについて引き続きガイドライン等に基づき適正な取扱いに努めたい。

さらに本年度から監査項目に住民情報基幹系システム内における電子データの保存状況等の確認を加え、基幹系システム内部における電子データ等の取扱い等について、より適正な取扱いに向けた改善に資することができた。

今回の監査では、直近でリスクが顕在化する可能性が高いものは確認できなかったが、早期に改善することが望ましい改善事項が確認された。改善事項については、規則等に則り、課等内全職員で取り組む必要がある。